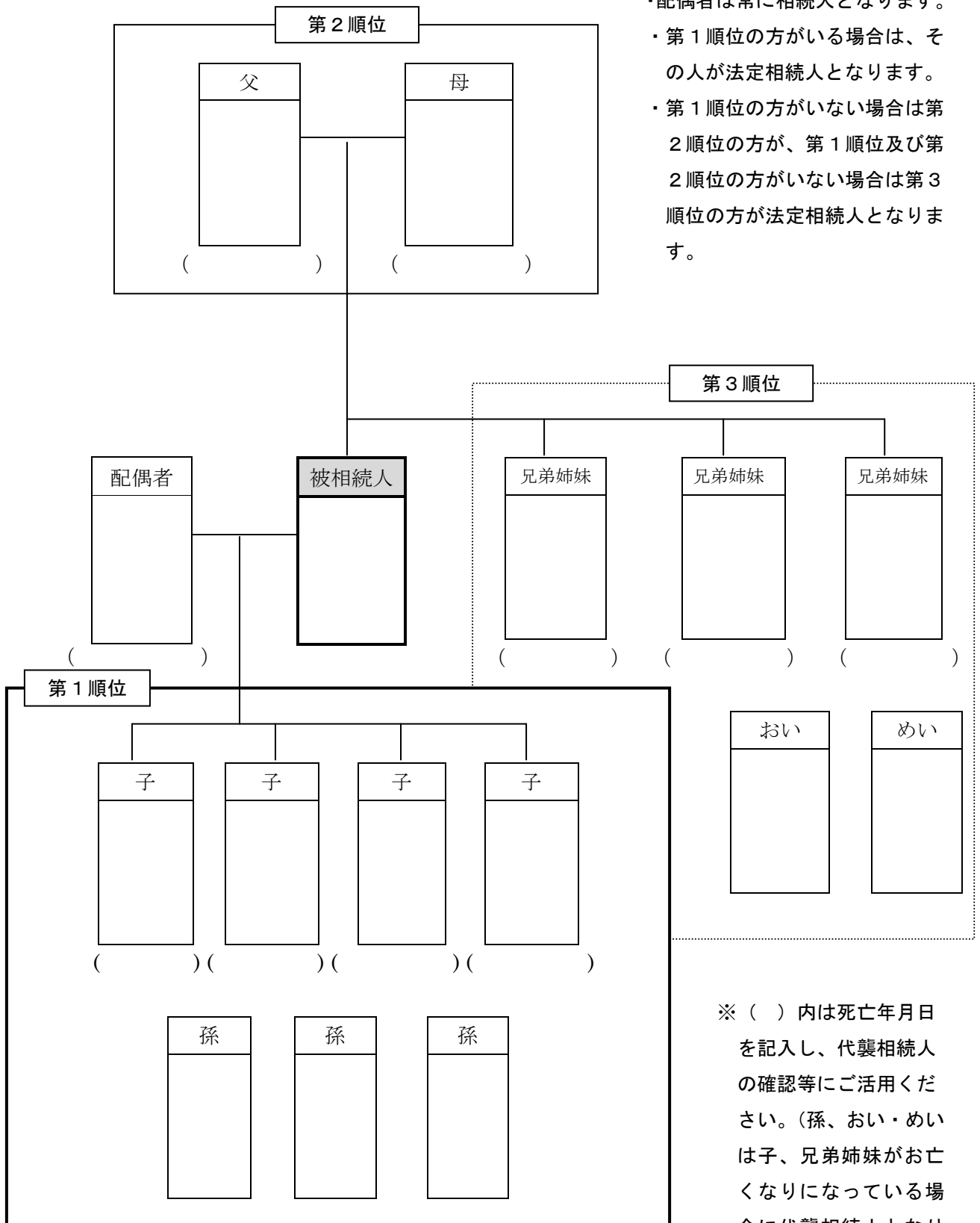


< 相続確認表 >



- ・配偶者は常に相続人となります。
- ・第1順位の方がいる場合は、その人が法定相続人となります。
- ・第1順位の方がいない場合は第2順位の方が、第1順位及び第2順位の方がいない場合は第3順位の方が法定相続人となります。

※ () 内は死亡年月日を記入し、代襲相続人の確認等にご活用ください。(孫、おい・めいは子、兄弟姉妹がお亡くなりになっている場合に代襲相続人となります)